

事務連絡  
平成29年5月23日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

## [ 別 記 ]

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
公益社団法人 国民健康保険中央会  
公益財団法人 日本医療保険事務協会  
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
独立行政法人 労働者健康福祉機構  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
社会保険診療報酬支払基金  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 (47 力所)

財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局財務課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局地域企業経営企画室  
警察庁長官官房給与厚生課  
防衛省人事教育局  
大臣官房地方課  
医政局医療経営支援課  
保険局保険課  
労働基準局補償課  
労働基準局労災管理課

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

## 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が平成29年厚生労働省告示第198号をもって改正され、平成29年5月24日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

また、薬価基準の改正に伴い、「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（平成28年3月4日付け保医発0304第13号。以下「加算等後発医薬品通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬14品目、注射薬3品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,081	3,966	2,453	28	16,528

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 新医薬品（医薬品医療機器法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たにコムクロシャンプー0.05%が当該制限の例外とされた。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第5に収載することにより、平成30年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外すること。
- (3) (2)により掲示事項等告示の別表第5に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	78	58	51	0	187

## 3 関係通知の一部改正について

加算等後発医薬品通知を以下のとおり改正する。

加算等後発医薬品通知の別紙1に別添に掲げる医薬品を加え、平成29年5月24日から適用すること。

[別添]

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	6113400A1197	バンコマイシン塩酸塩	0.5 g 1瓶	局 塩酸バンコマイシン点滴静注用 0.5 g 「HK」	光製薬	971

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 インチュニブ錠 1 mg	グアンファシン塩酸塩	1 mg 1錠	412.20
2	内用薬 インチュニブ錠 3 mg	グアンファシン塩酸塩	3 mg 1錠	544.30
3	内用薬 スインプロイク錠 0.2 mg	ナルデメジントシル酸塩	0.2 mg 1錠	272.10
4	内用薬 麻 ナルサス錠 12 mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	12 mg 1錠	972.20
5	内用薬 麻 ナルサス錠 24 mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	24 mg 1錠	1,782.80
6	内用薬 麻 ナルサス錠 2 mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	2 mg 1錠	202.80
7	内用薬 麻 ナルサス錠 6 mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	6 mg 1錠	530.20
8	内用薬 麻 ナルラビド錠 1 mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	1 mg 1錠	110.60
9	内用薬 麻 ナルラビド錠 2 mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	2 mg 1錠	202.80
10	内用薬 麻 ナルラビド錠 4 mg	ヒドロモルフォン塩酸塩	4 mg 1錠	371.90
11	内用薬 ニンラーロカプセル 2.3 mg	イキサゾミブクエン酸エステル	2.3 mg 1カプセル	96,519.00
12	内用薬 ニンラーロカプセル 3 mg	イキサゾミブクエン酸エステル	3 mg 1カプセル	123,355.60
13	内用薬 ニンラーロカプセル 4 mg	イキサゾミブクエン酸エステル	4 mg 1カプセル	160,886.00
14	内用薬 ムンデシンカプセル 100 mg	フォロデシン塩酸塩	100 mg 1カプセル	2,617.60
15	注射薬 局 塩酸バンコマイシン点滴静注用 0.5 g 「HK」	バンコマイシン塩酸塩	0.5 g 1瓶	971.00
16	注射薬 ザルトラップ点滴静注 100 mg	アフリベルセプト ベータ (遺伝子組換え)	100 mg 4 mL 1瓶	78,614

No	薬価基準名		成分名	規格単位	薬価(円)
17	注射薬	ザルトラップ点滴静注200mg	アフリベルセプト ベータ (遺伝子組換え)	200mg 8 mL 1 瓶	153,409
18	注射薬	ステラーラ点滴静注130mg	ウステキヌマブ (遺伝子組換え)	130mg 26mL 1 瓶	189,612
19	外用薬	コムクロシャンプー0.05%	クロベタゾールプロピオノン酸エステル	0.05% 1 g	28.20

## 掲示事項等告示

別表第5 (平成30年3月31日まで)

No	葉価基準名	成分名	規格単位
1	注射薬 局 塩酸バンコマイシン点滴静注用0.5g「TX」	バンコマイシン塩酸塩	0.5g 1瓶